

1. 件名：検査制度の運用に関する事業者意見の確認

2. 日時：令和4年3月11日（金） 16：00～17：20

3. 場所：原子力規制庁 2階(オンライン開催)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査監督総括課 坂田課長補佐、岡村係長、柳係長

専門検査部門 上田企画調査官、滝吉管理官補佐、森田上席原子力専門検査官

技術基盤グループ 技術基盤課 佐々木企画調整官

原子力エネルギー協議会 部長 他2名

四国電力株式会社 原子力部 設備保全グループリーダー 他5名

5. 要旨

○第7回検査制度に関する意見会合（令和4年1月28日）で原子力エネルギー協議会から出された、「技術基準規則の改正と検査への反映タイミング」（資料1）について、制度の運用上の問題点を確認した。

事業者から、改正が新旧対照表で施行されることは承知しているが、事業者は新旧対照表ではなく溶け込み版で社内決裁をしており、溶け込み版が規制委員会HPに公開されるまでの期間が長かったことが問題となったこと、また、改正の議論において事業者と改正に伴う追加対応等の影響範囲を確認するプロセスが明確化されていないことが問題であるとの認識であった。

本日の面談を踏まえ、原子力規制庁より次回の意見交換会合で改善方針を示すこととした。

○第9回原子炉安全基本部会・第3回核燃料安全基本部会（令和4年1月14日）で四国電力株式会社から出された、新検査制度導入後も多大なリソースが必要という意見について、事業者から具体的な意見の説明を受けた（資料2）。

原子力規制庁より、事業者において問題点を整理し、次回の意見交換会合で改めて説明するよう依頼した。

6. 配布資料

資料1 検査制度に関する事業者意見（原子力エネルギー協議会）

資料2 第9回原子炉安全基本部会・第3回核燃料安全基本部会における弊社意見について（四国電力株式会社）